平成２２年（フ）第１７２号
北九州市戸畑区中原西３丁目９番14号
債務者　森下　福義
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７３号
北九州市戸畑区中原西３丁目９番14号
債務者　森下　澄子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１７９号
北九州市八幡西区浅川台１丁目25番１―305号
債務者　相場　幸子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１８７号
北九州市門司区中二十町１番27―106号
債務者　小野　聡史
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第４４号
青森県弘前市大字大久保字宮本244番地２
債務者　舘田　斉昭
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２２年（フ）第１２号
群馬県桐生市天神町２丁目８番41号
債務者　市堰みどり
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第１９号
群馬県みどり市大間々町大間々12番地20
債務者　髙野　博太
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第２６号
群馬県桐生市平井町２―14、住民票上の住所群馬県桐生市仲町１丁目３番13号
債務者　山﨑　絢子（旧姓遠藤）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第３１号
群馬県みどり市東町花輪124番地４
債務者　川本　雄三
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２２年（フ）第４４号
松江市八束町入江106番地６
債務者　吉岡　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
福島県いわき市常磐関船町古宿30番地　市営住宅１―15
債務者　平栗　和弘
1　決定年月日時　平成22年３月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第５１９号
横浜市港南区港南１丁目８番24―201号室、住民票上の住所横浜市旭区本村町４番地６ジョイフルオークラＮＯ36―101
債務者　漆田　りか（旧姓近藤）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２６号
神奈川県茅ヶ崎市松林１丁目４番５―402号エイトピュア湘南
債務者　板垣美佐子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５２７号
横浜市南区南太田１丁目45番３号　キャッスル金海204号
債務者　山田ハナこと　李　　ハナ（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６６号
横浜市保土ケ谷区上菅田町951番地　笹山アパート41―305
債務者　笹川ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月７日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４号
静岡県菊川市高橋2892番地の１　雇用促進住宅２棟308号室
債務者　河埜　孝志
1　決定年月日時　平成22年３月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月27日午前10時10分
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２２年（フ）第１２５６号
大阪府東大阪市若江本町４丁目２番18号
債務者　福山　光夫
1　決定年月日時　平成22年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部